

Title	社会民衆党の精神
Sub Title	The spirit of Social democratic party
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.2 (1971. 2) ,p.37- 53
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710215-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社会民衆党の精神

中 村 勝 範

は し が き

大正十五年十二月四日に結党された社会民衆党については、すでにその成立過程と、結成⁽¹⁾について考察したところである。⁽²⁾

社会民衆党は、その綱領に次の三カ条を掲げて生まれた。

一、吾等は勤労階級本位の政治経済制度を建設する事を以て健全なる国民生活を樹立する所以を確信し之が実現を期す。

一、吾等は資本主義の生産並に分配方法に健全なる国民生活を阻害するものありと認め合法的手段に依て之が改革を期す。

一、吾等は特権階級を代表する既成政党並に社会進化の過程を無視する急進主義の政党を排す。

このような綱領を掲げて生まれた社会民衆党は、ここからだけでも「階級政党」の立場はとらず「勤労階級」本位の立場をとろうとすること、それはまた資本主義の弊害改革は合法的手段によろうとすること、第三に無産者の立場に立つが社会

改革は漸進主義の方針をとろうとしていたことがわかるであろう。綱領から推察できる以上の認識をまず念頭に置き、同時に多発生した他の無産政党の主義主張と比較しながら、社会民衆党の指導精神を明確にしてみたい。

(1) 中村勝範「社会民衆党の成立過程——独立労働協会から政党組織準備委員会まで——」(法学研究 第四十二卷第七号)

(2) 中村勝範「社会民衆党の創立」(法学研究 第四十三卷第十号)

綱領レベルでの社会民衆党の特質

社会民衆党の指導精神を明確に位置づけるためには、他の政党との比較をしなくてはならぬ。比較の方法はいろいろあるが本節では社会民衆党と他の政党を比較するために、綱領・宣言のレベルで検討してみよう。

社会民衆党を結成した構成要素は個人としても、また団体としても、かつて労働農民党を構成していたメンバーと似ている。例えば社会民衆党の中央執行委員二十一名のうち、安部磯雄、賀川豊彦、西尾末広、松岡駒吉の四名は労働農民党の中央執行委員か、あるいは顧問であった。社会民衆党の中央執行委員となつた鈴木文治、片山哲、赤松克麿、三木治郎の四名も総同盟関係者であるから労働農民党にも深く関係していたはずである。以上の面々は社会民衆党の幹部であるが、かつて、かれらはいずれも労働農民党の幹部であるか有力な党関係者であった。同一人物が、九カ月という短時間しか置かないで、二つの政党の幹部乃至重要関係者になるということは、その人が精神分裂者でないかぎり、両党の指導精神は共通していたことを示すものである。

労働農民党成立のプロセスはいまここで詳細に論じないが、一言でいえばそれは農民労働党の綱領の裏面に共産主義的主張が伏在しているという理由によつて結社禁止された後、共産主義的分子と共産主義思想を排除して結成されたものであつた。従つてその成立過程から見て、社会民衆党と相似していることがわかる。労働農民党は、成立までの過程では反共産主義の

旗印を明確にしていたが、結党された翌日に開会された中央執行委員会から早くも共産主義に対する寛容な議論が出て会議は混乱したのであつた。やがて労働農民党は、共産主義によつて完全に征服されるようになる。労働農民党内右派は結党後七カ月余りにして脱党し、確固たる議會主義に立脚する新党、すなわち社会民衆党を結成するに至るのである。社会民衆党の成立過程は、労働農民党の成立過程と全く似ているといつてよい。

社会民衆党と労働農民党は、両党の成立過程がよく似ているというだけでなく両党の綱領もまた似ている。社会民衆党綱領は、「勤労階級本位」、「合法的改革」、「既成政党と急進政党の排撃」の三本の柱より成つていたが、労働農民党の綱領も「国情に即した無産階級の解放」、「合法的改革」、「既成政党打破、議會の改革」の三本柱であつた。綱領を比較するにぎり、両党間には決定的な対立点はなかつた。

次に社会民衆党の結成（大正十五年十二月五日）と労働農民党の結成（大正十五年三月五日）の間に結党された日本農民党（大正十五年十月十七日）の綱領と社会民衆党の綱領とを比較しよう。日本農民党の綱領の大部分は社会民衆党や労働農民党の綱領とも相通ずる。すなわち「全勤労階級のための社会主義の実現」、「議會による改革」、「産業国策の確立」、「農村文化の樹立」は社会民衆党、労働農民党の綱領と同じであるか、少くとも相対立するものではない。しかしながら日本農民党の「我等は知識を世界に求めて純真なる我が国本を振起し日本民族の繁栄と日本文化の発達を計りもつて世界文化の向上に貢献せんことを期す」という「日本国本の振起」の主張は、他の二政党と比較して著しく特徴となるものである。日本農民党の民族的主張は、いま一つの全国的無産政党である日本労働党と比較しても特徴となるものである。要するに日本農民党の「日本国本の振起」に代表される民族的主張は、この当時の無産政党の主張の中にあつて特異なものであつたと考えてよいであらう。

次に、本来は社会民衆党の結成に参加すべきであつたにもかかわらず、突如として別の政党を結成した麻生久に代表され

る日本労農党（大正十五年十二月九日）の綱領と社会民衆党の綱領を比較してみよう。三カ条からなる日本労農党綱領は、⁽³⁾「国情に即した無産階級の解放」、「合法的手段による改革」、「議会の改造」といったもので、これは社会民衆党の綱領と大同小異であるといつてよいほどである。

以上、綱領レベルで社会民衆党、労働農民党、日本労農党を比較すると、三党間の違いを發見することは困難である。日本農民党だけが社会民衆党と異つているだけでなく、労働農民党、日本労農党とも異つた主張を持つているが、これは日本農民党が全国的無産政党としては例外的存在であつたと考えた方がよい。それでは、社会民衆党の綱領と労働農民党、日本労農党の綱領との間には、まったく相違はなかつたかといへば、そうではなく違ひは存在した。それは党を形成する要素は⁽⁴⁾いかなる部分かという点に関するものであつた。労働農民党も日本労農党も、共にその綱領の第一項は全く同じである。それは、

一、我等は、我国の国情に即し、無産階級の政治的、経済的、社会的解放の実現を期す。

というものであつた。このように両党は「無産階級」の解放を旨とするものであつた。したがつて両党は労働者・農民を党の主要なる構成メンバーと考へていた。これに対して社会民衆党は「勤労階級本位」の政治経済制度の実現を旨とされたように、党の構成要素は労働者・農民だけに限定せず、小売商人、サラリーマン、自由業者をも主要なるメンバーに入れていこうというものであつた。この点を言い慣らされている言葉でいへば、労働農民党と日本労農党は階級政党の立場に傾斜しているのに対し、社会民衆党は明白に国民政党的立場に抛らうとするものであつた。

(一) 労働農民党の綱領は左の三カ条より成つた。

- 一、我等は、我国の国情に即し、無産階級の政治的、経済的、社会的解放の実現を期す。
- 二、我等は、合法的手段に依り、不公正なる土地、生産、分配に関する制度の改革を期す。
- 三、我等は、特権階級のみを利害を代表する既成政党を打破し議会の徹底的改造を期す。

(2) 日本農民党の綱領は次の通りであつた。

我等は人類の平和幸福を目標とし天地の公道に則り世界の大勢に順応して合理的新社会の建設を期しもつて次の諸項を遂行す。

一、社会正義の実現

我等は特権階級による政治的支配を排除し全動労階級共同の理想たる社会的正義の実現を期す。

二、日本国本の振起

我等は知識を世界に求めて純真なる我が国本を振起し日本民族の繁栄と日本文化の発達を計りもつて世界文化の向上に貢献せんことを期す。

三、議会政治の改革

我等は議会政策に即して一切の不合理不自然なる制度組織習慣を排し合理的新日本の建設を期す。

四、産業国策の確立

我等は特異なる日本国情の現実に立脚して産業の振興分配の公平を計りもつて国民生活の安定並に向上に力む。

五、農村文化の樹立

我等は都会中心の不健全なる文化を否定し健全なる地方的文化の完成を期す。

(3) 日本労農党の綱領は左の三カ条であつた。

一、我等は我国の国情に即し無産階級の政治的経済的社会的解放を期す。

二、我等は合法的手段に依り不合理なる土地生産分配に関する制度の改革を期す。

三、我等は無産階級の利害を代表し特権階級の壟断する議会の徹底的改選を期す。

(4) 労働農民党と日本労農党は綱領の第一項を同じくするだけでなく、第二項もまったく同じである。わずかに三カ条しかない両党の綱領のうち二カ条まで一字一句違わないというところに、この両党の強い相似性があることがわかる。

宣言レベルでの社会民衆党の特質

前節でふれた社会民衆党の国民政党の性格は、結党宣言により明瞭に表現されている。宣言は左の通りである。

我等は茲に、我が国民大多数を占むる労働者、農民、俸給生活者、小売商人、及び自由職業者等の利害を代表し、過去半世紀に亘つて日本の政權を壟断したる貴族、閥族、地主、資本家、及び此等特権階級の傀儡たる既成政党に対して、生存権確立の戦を宣するのである。

既往の政治は、其閥族の爲す所と政党者流の爲す所とを問わず、ひとしく是れ少数特権階級の利害を本とするものであり、従つてその政争は常に同一特権階級の間には於ける新旧勢力の暗闘に過ぎなかつた。即ち彼等は何等国民の実生活に基調したる具體的の主義政綱を有せず、従つて又政党としての相対立し、相争うべき何等の理由も有せず党同伐異の輩である。故に彼等は漫然として国民幸福を云い、是々非々といひ、甚だしきに至つては倫理道德の美名を借りて政党の標幟とし、以てその本体を詐飾し国民を欺瞞せんとした。我等は現政界に於ける一切の醜状陋態を以てその帰する所一に此等特権階級の間には於ける朋党の利権争奪に在りとし、大多数勤労階級の利害を代表する無産政党の樹立を以て之を匡整すべき唯一の方法なりと信ずる。

今や国民多年の希望を貫徹し、普通選挙の実施は市会に町会に、既に眼前の事実となりつつある。国民の大多数を占むる勤労無産階級が奮起して少数特権階級の手より政治を解放し、国家の主要成分であり社会の原動力である民衆自身の政治を確立すべき時は来た。我等は国法の認むる一切の手段を尽して、社会貧困の根本原因たる悪法非制を改革し、社会的の正義観念に基く健全なる国民生活の樹立に向つて直往邁進せんとする。これ我等が広く天下に檄し、一切の勤労無産階級を糾合して一大政党を結成せんとする所以である。見よ我国の勤労無産階級は今や都市農村を通じて一斉覚醒し、大多数国民の幸福を基調とした公明正大なる政治の翹望しつゝあるに非ずや。此の際に際し我等は時勢の要求に応じ茲に社会民衆党を組織し、あらゆる全国の勤労無産階級に対し門戸を開放する。苟も我等と志を同じうするものは其職業、地位、境遇の如何に拘らず、来つて我等と共に此の劃時代的運動の大成に協力せよ。敢て宣す。

社会民衆党は労働者、農民、俸給生活者、小売人及び自由職業者の利益を代表する政党であるとされた。いまここに並べられた職業の間には上下、主従の差がない。同じレベルで考えられ、平等な関係に置かれている。まずこの点が、労働農民党、日本労働党と異なる。また日本農民党とも異なる所である。

労働農民党は、その宣言において、現時のわが国民生活において最も憂うべきことは、「我等無産階級則ち労働者、小作農民を初めとして、幾百万の小農、小商工業者、下給俸給生活者」の生活が経済的精神的に安定を失いつつあることである、としていた。ここでは労働者、小作農民が主で、小農、小商工業者、下給俸給生活者が従だというようには鮮明に書かれていないが、そのようにもとれないわけではない。その点、社会民衆党の宣言は、党を構成するメンバーについて区別、

差別がなく対等に並列されていた。さらに社会民衆党の宣言の最終尾の一行は重要な意味を持つものである。そこには「苟も我等と志を同じうするものは其職業、地位、境遇の如何に拘らず、来つて我等と共に此の劃時代的運動の大成に協力せよ」とある。これは、社会民衆党の構成メンバーは、労働者、農民、俸給生活者、小売商人及び自由職業者だけに限らず、社会民衆党の精神に共鳴するものは資本家でも経営者でも、社長、工場長でも、有産階級、貴族でもよい、ということである。社会民衆党は、ここまで幅を広げたが、労働農民党はいかに広げても労働者、小作農民から小農、小商工業者、下給俸給生活者以外には構成メンバーを拡大しなかつた。

日本労働党は、その宣言の冒頭に「我々はこゝに真の労働者と農民の政党、真の無産大衆の政党を作つた」と明言している。またこのことを言葉をかえて「工場の奥に呻吟する労働者よ、炭坑の底に苦悩する坑夫よ、農村に鋤鋤とる農民よ、諸君は来つて我等と共に此の政党の発達に努力しなければならない」といつている。日本労働党の構成メンバーは、主として労働者と農民であることが、これによつて一目瞭然である。しかし、日本労働党には従たる構成要素もあつた。それは宣言文中の次の文字によつても明らかである。「俸給生活者よ、下級官吏よ、商業使用人よ、諸君の利害は無産階級によつてのみ擁護される。諸君も来つて我々の政党に投じなければならぬ」とあるが、ここに並べられた職業の者は日本労働党構成の二次的なメンバーである。このように日本労働党では主と従の構成メンバーが、はつきりしているということと共に、誰でも党の指導精神に共鳴する者は来れというような曖昧な表現も一切用いないという二点において社会民衆党とは異つていた。

日本農民党は、その綱領において全勤労階級の共同理想社会実現を掲げていたが、宣言の冒頭は「三千年日本歴史に光彩を放つべく日本農民党は生れ陰惨なりし我農民史は栄光赫々たる第一歩を大地の上に力強く印した⁽¹⁾」とあるところから明らかかなように農民のための政党であつたから、無産政党の中では構要メンバーをもつとも狭く限定していたことになる。

以上において明らかなごとく、社会民衆党は、社会民衆党の指導精神に共鳴する者は職業、地位、境遇の如何をとわず、この党に参加することができるとしていた点において、もつとも広範な国民各層に呼びかけた国民政党であつた。この国民党の立場を強く宣言の中に打ち出していた点が、社会民衆党の最大の特徴であつた。

社会主義実現の手段については、社会民衆党宣言は明確な方法を打ち出してはいない。普通選挙の実施は勤労無産階級が奮起して少数特権階級の手より政治を解放する時たらしめた、としている点は、明らかに選挙による改革を示しているが、労働農民党の宣言のように、「議会政策」を明示していない。労働農民党宣言は、立党の根本精神を第一に無産階級の生活権の確立に置くとし、「その手段としてはあくまで公明正大なる言論と合法的政治の運用、即ち議会政策によつて邁進せんとするものである」と、議会による改革を明記していた。議会は腐敗墮落し、議員の言論は少しの権威もなく、醜態百出しているといつても、「かくの如きは全く特権階級のみによつて作られたる既成政党の罪であつて必ずしも議会制度そのものゝ罪ではない」、普通選挙によつて新たに参政権を獲得した無産階級が、純潔なる参政権を公明正大に行使し、議会を廓清することによつて、われわれの主張貫徹せしめうる、と樂觀していた。議会政治に対する絶対の信頼である。

日本労働党も社会民衆党と同様に、普選の実施を重視しているが、労働農民党のごとく議会主義に立つことを力をこめて創立趣意書の中で明言しているわけではない。日本農民党も綱領の中で議会政策に即した改革をすることを記し、政策の中で普通選挙の徹底をあげているが、宣言の中では改革の方法について書いていない。

以上のように社会民衆党が宣言の中で、議会主義による改革を労働農民党ほどに明確に規定していないからといつて、社会民衆党が議会主義以外の改革の方法を考えていたわけではない。社会民衆党は結党にあつて十五項目からなる政策を発表し、その最初から第三番目まで、普通選挙制の徹底、議院制度の改革、言論集会結社の自由を抑圧する諸法令の改廃を挙げている。これらの中に、社会民衆党が議会を通じての改革を目ざしていることがわかり、また綱領の中で社会民衆党が国民

的政党であることを示している点からも、同党が議会主義政党たらしめていることは明らかである。それならば、なぜ労働農民党のように、断固として宣言の中に議会主義堅持の方針を書かなかつたのであろうか。その理由はあまりにも簡単である。それは社会民衆党結成の理由はどこにあつたかという点を少し考えてみれば直ちにわかる問題である。

すでに、われわれが見てきたように、労働農民党は議会主義の立場を綱領と宣言の中で明快に謳つていた。社会民衆党を結成した人々が、労働農民党を脱党したのは、労働農民党が議会主義を貫徹していることが不平であつたのではない。まさにその逆であつた。社会民衆党を創立した指導的な人々は、かつて自分たちが先頭に立つて議会主義を擁護する無産政党としての労働農民党をつくつたのであつた。しかし、結党して翌日に開かれた中央執行委員会では反議会主義を主張する共産主義者を入党させるかどうかで会議は混乱するほど、共産主義は労働農民党に潜入していたのであつた。共産主義者の浸透は月日の経過と共に量質共に拡大していつた。労働農民党は共産主義者を排除して結党されただけでなく、結党後も排除しつづけることを申し合わせて創立されたのであつた。しかるに、このように共産主義者が侵入し、かつそれらが排除されないとすると創立当初の申し合わせに反するのである。大正十五年十月二十四日の労働農民党第四回中央委員会の席上で、総同盟の代表西尾末広が、指導精神を異にするものが、同一政党にとどまることは無意味である、と宣言して同党を脱退したのは同党の状態が、共産主義排除の申し合わせに反したからである。この時、総同盟は脱退声明書において、総同盟は日本農民組合との間に、共産派排除という根本的重大問題について意見を異にするようになったから断然脱党すると言つた。⁽²⁾そしてその声明書の中には、総同盟は経済的にも、政治的にも、共産勢力との共同戦線を拒み、指導精神ならびに実際政策において大体傾向を同じくする勢力と協同する、ともつけ加えた。共産勢力を排除して、労働農民党宣言の中に高らかに謳われていた議会主義を、いつわりなく実践するための政党として生まれたのが、社会民衆党であつた。したがつて改めてここで社会民衆党が議会主義政党であることを謳う必要はなかつたのである。⁽³⁾

- (1) 東京朝日新聞 大正十五年十月十七日及び田中惣五郎編『資料大正社会運動史 下』(三二書房 一九七〇年一〇月) 一〇二五頁
 (2) 全日本労働総同盟『総同盟五十年史第二巻』(総同盟五十年史刊行委員会 昭和四十一年三月) 五三―四頁
 (3) 前節の綱領及び本節の宣言の引用は殊に注のないかぎり、『解放——無産政党徹底的批判号——』(昭和二年二月) および『日本労働年鑑 昭和二年版』(大原社会問題研究所編)に依る。

当事者の説明する社会民衆党の特質

安部磯雄は、社会民衆党結成大会で中央執行会議長に選任された後、役員を代表して就任の辞を述べた。その中で、分立せる無産政党も同根に生長するものである、「豆を煮るに豆殻をもつてす、豆は釜中にあつて泣く、なんぞそれを責むるの急なるや、もとこれ同根なり」という七歩の吟をもつて、無産政党間の泥仕合をいましめた。

安部は四年後に『立党の精神』という小冊子を出し、その中でも九項目の中の第八番目に「無産党の分裂」が泥仕合にならぬようにと厳しく訓している。

「……唯私共が最も注意して避けねばならぬことは各無産政党が相互に対して罵詈譏を敢てするという事である。私共は古来同一教理に根柢を置く所の宗派が恰も仇敵の如き態度を以て他を排斥するのを苦々しく思つたのであるが、……政党の争を以て恰も涼平の戦の如く見るのは所謂旧式の考え方であつて、無産政党は当然此弊風を打開すべき使命を有して居る。若し無産政党员が旧式の宗教や政治家の醜態を再び繰返すことになれば、政治の墮落は何時までも継続するに相違ない。私共は諸無産政党の間に常に寛容の精神が活動せんことを切望する。」

無産政党の合同は勿論望ましいけれども、分離するに相当の理由があれば、分離必ずしも悪いことではないが、分裂が競争となり嫉視となり罵詈譏となり攻撃となるに至つては無産政党の前途は憂うべきことであると言わねばならぬ。「宗教にせよ政党にせよ唯我独尊の精神を極端に發揮することは大に慎むべきことである。日蓮上人が他宗派を悉く邪道であるが如く痛罵したのは聴く者をして快哉を叫ばしめたかも知れないが、数百年後の今日に於て日蓮宗は決して他宗派を圧倒する程の地位を得て居ない。『我宗旨尊し』という自惚心は何人にもあるに相違ないが、我説く所の主義の外には真理なしと断定す

るのは竟畢するに一種の妄想狂に過ぎないのである。何人でも自ら信ずる所のものを真理なりとし、これを他人に紹介することには何等差支がないけれども、他人の信ずる所を迷信なり虚偽なりとし罵倒することは確に僭越の行為であると言わなければならぬ。如何なる宗教にしても如何なる哲学にしても真理の或方面を説明して居るものであるから、私共は何れに対しても相当の敬意を表する雅量のあることを要する⁽²⁾。「無産政党の中に左翼と右翼との二傾向があることは畢竟するに社会改造に関する考え方の相違であつて、これを強いて同一軌道の上を走らしめんとすることは無理である。若し左右両翼が互に罵詈や攻撃を試みて相排斥するようになれば、これ即ち宗教家や既成政党の醜態を繰返すものであつて、私共に取りては此上もなき恥辱である⁽³⁾」。このように安部は、他の無産政党に対して寛容であれ、雅量を示せと訓とした。

安部は結党式のあいさつやパンフレットの中でだけ、紳士であつたのではなく、終始、自分の発言通りに寛容であつた。明治、大正、昭和の三代にわたる社会主義者の中で、安部ほど完璧に近い人格を備え、同士はもとより党外の人々からも尊敬を集めた者はいないのである。かれの言葉と行為は寸分のくるいもなく結びついていた。自分が行わないことは、口に出さない安部であつた。他党に対し寛容であれと訓すとき、安部は誰よりも他の無産党に対し徹底して寛容であつた。

安部の説くところも立派に一理あるが、無産政党という範疇に属してもそれぞれ別個の政党を形成、独立せしめている以上、自己の存在理由を大衆に訴えるためには他の無産政党を強く批判しなくてはならない。率直に言つて社会民衆党は無産政党の中で、他の無産政党を罵詈譏誘すること、もつとも少い政党であつた。しかしながら社会民衆党も自己の存在理由を示すために、他党との違いを強調しなくてはならなかつた。他党との差を主張するところに、社会民衆党の特質がうかがわれ、指導精神を発見することができる。

社会民衆党中央執行委員であり、総同盟政治部長でもあつた西尾末広は、社会民衆党が労働農民党や日本労働党と相異なる重要な一点は、その構成方法であるということを、説明書で発表した。「社会民衆党は、組織労働者、組織農民に限ら

ず、俸給生活者、自由業者等広く一般勤労階級に対しても、苟くも主義綱領に賛同する以上、之れに門戸を開放する。即ち組合即政党、若しくは組合の延長としての政党というのが如き構成方法を斥けたのである⁽⁴⁾。というのがその説明の概論である。

なぜ、一般勤労階級に門戸を開放したか。西尾はその理由を二つの方面から説明する。第一は組合がわが国においては未発達であることと、組合が政治運動に熱中することは組合の基本的な目標の達成を阻害するようになる。よつて組合を主体として、これに多少の急進的知識階級を加えて政党を組織することは、組合の発達を萎縮することになり、マイナスである。第二には組合中心の無産政党では各級議員の選挙の場合でも実際の成績はあげにくい。未組織の無産大衆を政治的に結成して味方につけることこそ無産階級の政治的利益を實際に図る上に有効である。

以上の理由によつて、一般勤労階級に門戸を開放したが、他党からこのことをもつて階級意識を失うものであると批判されることを恐れるのであつた。日本労働党が、まさに社会民衆党は階級意識を失つていると批判したが、これに対して次のように西尾は弁明した。社会民衆党の中で、もつとも中堅勢力として第一線に立つて活動する者は階級的立場を確守する知識階級、組合労働者及組合農民である。また社会民衆党は内部的には階級的組織と訓練を充実し、外部的には既成政党と絶えず抗争するものであるから、社会民衆党は断じて階級意識を失つてゐるものではない。それどころか、社会民衆党こそ大衆的であると同時に階級的であるということができると説明するのであつた。社会民衆党は、党の指導精神に共鳴する者は職業、地位、境遇の如何にかかわらず参加することができる⁽⁵⁾とされてゐた国民政党的立場を綱領で表明してゐたが、「階級的でない」という批判には、競々とするのであつた。

社会民衆党書記長片山哲も、社会民衆党の存在理由の最大の要素として、「我社会民衆党の構成なるものが如何というならばそれは全然労働党と異つてゐる⁽⁵⁾」ことを挙げる。労働農民党は組織労働者に本位を置き、組合即政党の観を与へてゐると

反対に、社会民衆党は個人を単位としてあらゆる無産階級の要素を包含するものである、これが社会民衆党構成上の特質であり、同時に労働農民党との異質となる点であると片山は解説する。そして片山もまた、一般無産階級を社会民衆党が糾合したからといって、「わが党の趣旨綱領は決して曖昧なるものでは決してない」、それは厳然として無産階級たるの意識を明確にし、無産民衆自身の政党たらしめると弁明する。片山は西尾のように、社会民衆党が「階級的意識」を失わずにいるとは言わないが、あくまでも「無産階級」の政党であると強調することによつて、他党からの社会民衆党の階級意識喪失という攻撃をかわそうとしていた。

ここで社会民衆党に対する批判を二つだけ挙げておこう。労働農民党書記長細迫兼光は、社会民衆党を包む空気として、それはガラクタを並べてある場末の古道具屋（旧式社会主義）の空気と、古道具屋には不似合いなピカピカ光る電気アイロン、ミシン台、文化住宅向電熱器を並べた一隅もあるという、二面を持つていると評した。そして、どちらかに店を片つけた方が繁昌するだろうといい、「店の主人に聞いて見ると彼も同感、やがては銀座あたりに店を出して、銀ブラの細ステッキ連をおとくにするつもりとの事」⁽⁶⁾と社会民衆党を皮肉くるのである。つまり、社会民衆党は大衆向きの商品を売る店ではなく、銀ブラをする紳士連のおとくいの店になるだろうというのである。階級政党としての姿勢が無いという批判である。

日本労農党の創立趣意書には、社会民衆党を次のように批判している。「彼等は果して真正純真なる現実派か、否々。彼等も亦小児病的右翼のみ 見よ彼等のなすところは徒らに名士に依頼し現実主義の美名にとらわれて階級の正道をあやまらんとしつあるに非ずや」と。ここにおいても社会民衆党は階級政党に非ず、ときめつけている。階級政党に非ざる政党は無産政党でない、というのがこの頃の支配的な空気であつたから、無産政党は無組織大衆からも無産政党の指導精神に共鳴する者を幅広く吸収しなくてはならないと考えても、なお「階級的」でないという批判には脅威を感じないわけにはいかなかった。社会民衆党の指導者たちは、狭く階級的な立場に立つ限り党の発展はないということには気づいていたが、社会民衆

党が「階級的でない」という批判に対しては、「階級的でなくとも国民党であればいいのだ」ということを真正面から答えることはできなかった。それは党の指導者に、確信がなかつたことにもよろうが、当時の無産政党に対する世論のイメー
ジは階級政党であることを期待したからである。

- (1) 安部磯雄『立党の精神』(クララ社 昭和四年九月) 二二三頁。
- (2) 右同書 一三―四頁。
- (3) 右同書一四頁。
- (4) 西尾末広『社会民衆党の構成要素に関する説明書』(労働 号外) 大正十五年十二月十二日発行
- (5) 片山哲『社会民衆党の立場』(解放 昭和二年二月号)
- (6) 細迫兼光『労働農民党の党史』(右同)

社会民衆党の特質

昭和七年一月に社会民衆党書記局より出版された『社会民衆党五ヶ年闘争史』という書物がある。その中に「社会民衆党の特質」という一節がある。これは文字通り、同党の特質を簡明に表現しているので、その全文を左に掲げる。

「大正十五年は、我国無産政党史に於て特質せらる可き年である。労働農民党(三月十五日創立)、日本農民党(十月十七日創立)、社会民衆党(十二月五日)、日本労働党(十二月九日創立)の四個の無産政党が生れた年である。日本農民党は『農民は農民党』と云うスローガンの下にある一の職業政党である。而も此の党は全面的に資本主義変革を指標とせざること、指導方針が既成政党的なることの弱点を持つ。労働者と貧農を主要構成要素とする労働農民党は共産主義を指導精神とする。其の独断性・非現実性・猪突主義は急進的青年に若干の魅力であるにしても、却て支配階級に弾圧の口実、を与え大衆的發展は之を望み得ない。左に共産主義に反対し、右に社会民主主義を採らざる日本労働党はその故に、同党の独自の発展性には大なる暗影が投げられていた。

社会民衆党は社会民主主義的政党であつて、明確に共産主義反対の立場を採り、無産大衆の民主的自覚と大衆的組織に依つて大衆性を獲得しつつ、社会進化の過程を正しく辿らんとするものである。公式的な論理的感銘よりも確実的な具体的政策が尊重される。社会民衆党は結党の当初より一言にして言えば、大衆的發展性が約束されて居たのである。」

最後の一行、「大衆的發展性が約束されて居たのである」というのは、この書が昭和七年に発刊されたので、昭和三年、五年の二回にわたる衆議院議員総選挙で社会民衆党は他の無産政党を押えてもつとも好成績を挙げた事実がこれらの文字の裏にあるのである。

さて、この辺で社会民衆党の特質を、いままで述べてきたことを総合しつつまとめてみよう。

まず第一の特質として、社会民衆党は、一つの階級や一つの職業だけの利益を擁護する政党でないということが挙げられる。それは労働農民党のように主として労働者や貧農のための政党でもなく、また日本農民党のように農民という一職業の人々の政党でもない。社会民衆党の主義や綱領に賛同する者には一般勤労者はもとより、職業、地位、境遇の如何を問わず、すべての人々に門戸が開放されるのである。この国民政党的立場は、プロレタリア独裁に理論的根拠を持つ階級政党的立場と異なるものである。プロレタリア独裁^①階級政党的立場に立つ政党は、かりに議会や選挙を重視しても、それは議会主義の立場を堅持することとはまったく異なる。階級政党は、時には議会と選挙を重視することはあるが、それはプロレタリア革命のために選挙と議会を利用するためである。労働農民党は地下組織であつた日本共産党の地上にあらわれた合法的半身であつた。したがつてプロレタリア独裁^②階級政党的立場をとることは原理からいつても当然であるが、この党と社会民衆党との選挙に対する態度もはつきり異なる。昭和二年秋、わが国において初めての普通選挙により地方選挙がおこなわれた。これに対して社会民衆党は当選期成主義であり、実功獲得主義で臨んだが、労働農民党はそうでなかつた。⁽²⁾労働農民党は必ずしも当選を望まず、選挙を通じ、これを利用して支配階級の悪弊を暴露する戦術をとつた。労働農民党はこの選挙で議会と選挙を重視したとはいえぬが、社会民衆党の一貫した議会主義に立脚した立場に対して選挙利用の労働農民党の方針が鮮やかに对比できるのである。

わが国における社会主義者は理想社会実現の方法として議会主義の立場をとるか、非議会主義に拠るかの論争を明治三十

九年頃からくり返してきているが、複数の社会主義政党が出現して、改革の方法を競つたのは大正十五年以降である。同様
に、今日の言葉でいえば階級政党であるべきか（労働農民党及び日本労働党）、それとも国民党（社会民衆党）であるべきか
という点で、複数の政党が争つたのもこの時期からである。この時、社会民衆党は議会主義政党、国民党の立場を持して
いたのであつた。

第二点は、いま挙げた第一点と密接に関連するが、社会民衆党の綱領第三項において「社会進化の過程を無視する急進主
義」を排斥するとある。これは急進的革新主義の排斥ということであるが、国民党の立場に立ち、議会主義の擁護を唱え
る社会民衆党としては当然なことである。

第三点として、前述した西尾末広総同盟政治部長の「説明書」を想起しよう。そこには、政党と労働組合とは、その役割が
異なるものであることが明記され、さらに一方が他方を支配したり、隷属させることは両者の機能を阻害するものであるとい
うことが書かれていた。この「説明書」は、後に昭和二年の総同盟大会で報告されたが、この政党と組合とは、互に自主独
立の存在であり、協力はするが隷属はしないという関係の明記は、今日の政党と組合との在り方のテキストにもなるもので
ある。労働農民党が労働組合を大衆動員の機関として利用することしか考へなかつた時に、政党と組合は相互協力、しかし
相互不干渉の原則を打ちだしたことは記憶されてよいであらう。

ひるがえつて、今日、わが国の社会主義政党を見ると、四十五年前に論議された、(一)国民党か階級政党か、(二)議会主義
擁護か革命主義か、(三)政党と組合との関係は「支配→隷属関係」か、「相互尊重↕相互協力」かという問題がなお生々し
い形で論じられていることに気づくはずである。四十五年前のイデオロギー論争は、解決されていないが、社会民衆党が掲
げた、国民党、議会主義擁護、政党と組合との相互尊重・相互協力の路線は時の流れと共に大勢になつてきていることは
認めねばなるまい。社会民衆党の指導精神は、歴史を半世紀、先取りしていたという点で評価されなくてはならない。

(1) 社会民衆党書記局『社会民衆党五ヶ年闘争史』一二頁。

(2) 『地に着いた政戦を敢行せよ、最後の決戦を迎えて一貫せる我等の態度』(社会民衆新聞 昭和二年九月二十日)